(様式第2号)

**建設共同企業体協定書**

　　(目 的)

第1条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を共同連帯して営むことを目的とする。

　　(名　　称)

第2条　当共同企業体は、　　　　　建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

　　(事務所の所在地)

第3条　当企業体は、事務所を武雄市　　　　　町　　　　　　番地に置く。

　　(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当企業体は、令和　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　　(構成員の住所及び名称)

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　武雄市　　　　町　　　　　番地

　　　　　　　株式会社 　　　代表取締役

武雄市　　　　町　　　　　番地

　　　　　　　株式会社 　　　代表取締役

武雄市　　　　町　　　　　番地

　　　　　　　株式会社 　　　代表取締役

　　(代表者の名称)

第6条　当企業体は、　　　株式会社　　　代表取締役　　　　　　　を代表者とする。

　　(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等との折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　　(構成員の出資の割合等)

第8条　当企業体の構成員は、次の割合によって出資するものとする。

　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　　　　%

株式会社　　　　　　　　　%

株式会社　　　　　　　　　%

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるも

　のとする。

２　運営委員会の委員長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

３　運営委員会は、必要に応じて委員長が召集するものとする。

４　運営委員会は、必要に応じて事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を整備しなければならない。

　　(役員その他の選任)

第10条　当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

(構成員の責任)

第11条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、共同連帯して責任を負うもの

とする。

　　(取引金融機関)

第12条　当企業体の取引金融機関は、 　　　 銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　　(決算)

第13条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

　　(利益金の配当の割合)

第14条　決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　　(欠損金の負担の割合)

第15条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　　(権利義務の譲渡の制限)

第16条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

　　(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第17条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により、分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散等に対する処置)

第18条　構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態になったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、前条2項から第5項までを準用するものとする。

　　(解散後のかし担保責任)

第19条　当企業体が解散した後においても、建設工事につき、かし担保責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　　(協定書に定めのない事項)

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外２社は、上記のとおり　　　　建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書４通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　　　㊞

株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　　　㊞